

第21回 スーパー配管工認定の申込案内

東京都水道局では、下記の工事請負単価契約における優れた実績と技術を有する配水管工を「スーパー配管工」として認定しております。

令和8年度も本案内の資格要件を全て満たす申込者を対象に、配管技術力評価項目に基づいて評価し、「スーパー配管工」の認定を行います。申込を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を揃えて下記の期間内に申込先へ郵送にて提出してください。

1 対象とする工事請負単価契約

水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）

配水管小規模整備工事請負単価契約

給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

水道施設維持補修工事請負単価契約

配水本管小規模整備工事請負単価契約

多摩水道緊急工事請負単価契約

多摩水道整備工事請負単価契約

2 申込必要要件

次の資格要件を全て満たすこと。

① 雇用条件について

1) 対象とする工事請負単価契約のいずれかの契約実績のある受注者と、申込締切日時点で雇用関係にあること。

2) 申込締切日時点で雇用されている受注者と、申込締切日から起算して継続して3年以上（令和5年11月2日以前から現在に至るまで）の雇用関係にあること。

3) 雇用主の推薦があること。

② 申込年度に、工事請負単価契約のいずれかに配水管工として登録され、令和8年10月31日時点で通算5年以上の実務経験を有すること。

例) 令和3年4月1日から現在まで雇用されている場合、通算5年7か月の実務経験となる

③ 申込締切日時点で公益社団法人日本水道協会に大口径管技能者として登録されていること又は当局の配水管工（本管）講習会を修了していること。

3 配管技術力評価項目

以下に基づいて評価する。

評価項目	評価年数	評価期間
総合評価点	—	
災害協定に基づく実績	—	令和8年10月31日まで
その他の実績	—	
配水管工実務経験年数	実務年数	
所属する受注者の工事实績 (工事成績評定)	申込年度を含む 過去3年	令和6年4月1日から 令和8年10月31日まで
配水管工事等従事実績	申込年度を含む 過去5年	令和4年4月1日から 令和8年10月31日まで

配水管工事等従事実績は、口径75mm以上の導・送・配・給水管の管布設を伴う工事※及び、栓設置工事、割継輪、修理用クランプ、漏水防止金具による修理工事の実績を評価対象とする。

なお、付属設備の器械修理やパッキン取替えは評価対象としない。

※ 「口径75mm以上の導・送・配・給水管の管布設を伴う工事」とは、布設替工事、制水弁取替工事、私道内給水管整備工事、大口径給水管耐震強化工事、避難所等給水管耐震強化工事及び配管を伴う修理工事など、配管延長を有する工事をいう。

4 申込期間

【区部】

申込年月日	郵送先
令和8年11月2日(月)まで ※必着	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎23階 東京都水道局給水部給水課漏水防止担当

【多摩】

申込年月日	郵送先
令和8年11月2日(月)まで ※必着	〒190-0014 東京都立川市緑町6-7 多摩水道立川庁舎8階 東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課工務担当

※期間内に申込みができない場合は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

5 提出書類

(1) 「第 21 回 スーパー配管工認定申込用紙」 (様式 1-1 様式 1-2)

申込用紙の記入欄全てに記入し、記入もれのないようお願いいたします。

また、申込者写真貼付欄は 3 か月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付してください。

※「第 21 回 スーパー配管工認定申込用紙」にとじ込んで提出していただくもの

① 令和 8 年度工事請負単価契約の契約書の写し

② 今年度の常用雇用を証明する書類 (雇用確認は、次の書類の写しで行います。)

ア 令和 8 年に発行された住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し

⇒「住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し」で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し

イ 令和 8 年度に発行された健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 有効期限及び事業所名称の記載がある資格確認証の写し

エ 登記事項証明書の役員名簿欄

(申込締切日から 3 か月以内に発行のもの。)

※会社名と個人名が併記され、申込締切日から起算して継続して 3 年以上の雇用関係が確認できる書類である必要があります。

※常用雇用を証明する書類については、個人情報が含まれています。個人の住所や QR コードなどについてはマスキング処理を行って提出してください。

※有効期限のない従前の健康保険被保険者証での雇用の確認はできません。

健康保険 本人 (被保険者)
被保険者証 記号 令和〇年〇月〇日交付 番号 00000
氏名 水道 太郎
生年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日 性別 男
資格取得年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日
事業所所在地 〇〇区 〇〇〇 〇-〇-〇
事業所名称 株式会社 〇〇〇
保険者番号 〇〇〇〇〇〇
保険者名称 〇〇〇〇〇
保険者所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

③ 配水管工としての資格を証明する書類の写し

公益社団法人日本水道協会の「配水管技能者登録証 (大口径)」の写しを添付してください。また、当局の「配水管工 (耐震継手) 講習会修了証」の写し (講習会修了証及び講習会受講経歴の写し) をお持ちの方も添付してください。

注：配水管工としての資格を証明する書類の写しや健康保険被保険者証等の写しは、カラーコピーをお願いします。

●「第 21 回 スーパー配管工認定申込用紙」の提出部数

1 部を提出してください。ただし、局からの問い合わせの際に確認できる様に、別途 1 部をお手元に控えてください。申込者控えについては、写真の貼付は必要ありません。
なお、とじ込み方は別紙－1 を参照してください。

(2) 施工実績の資料（様式 3）

口径 75 mm以上の導・送・配水管及び給水管の**完成図**で、申込者が配水管工として記載された工事をすべて記入し、その写しを添付してください。

配水本管小規模整備工事請負単価契約の場合、年度をまたがった施工案件については 1 案件としてカウントします。

なお、割継ぎ輪等の修理は、工事施工確認願の写しを添付してください。

添付する写しの用紙サイズは、全て A 4 サイズとします。また、完成図の写しは、標題欄、工事完成数量表及び道路占用許可一覧表が確認できるようにしてください。

●施工実績の対象契約

水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）

配水管小規模整備工事請負単価契約

給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

水道施設維持補修工事請負単価契約

配水本管小規模整備工事請負単価契約

多摩水道緊急工事請負単価契約

多摩水道整備工事請負単価契約

●施工実績の資料の提出部数

1 部を提出してください。ただし、局からの問い合わせの際に確認できる様に、別途 1 部をお手元に控えてください。なお、とじ込み方は別紙－2 を参照してください。

6 注意事項

- ① 複数契約の施工実績をお持ちの方は、施工実績一覧（様式 1－3）に各契約の実績を記入してください。
- ② 記入内容に虚偽の記載があった場合は、スーパー配管工の受付を取り消します。

7 新規認定者について

東京都水道局ホームページ上に認定者を公表し、認定証、記念品を付与します。

認定者を公表するうえで、個人名を掲載することについてご了承願います。

なお、審査結果は 12 月中にお知らせします。また、12 月第 4 週に認定式の開催を予定しています。

8 問い合わせ先

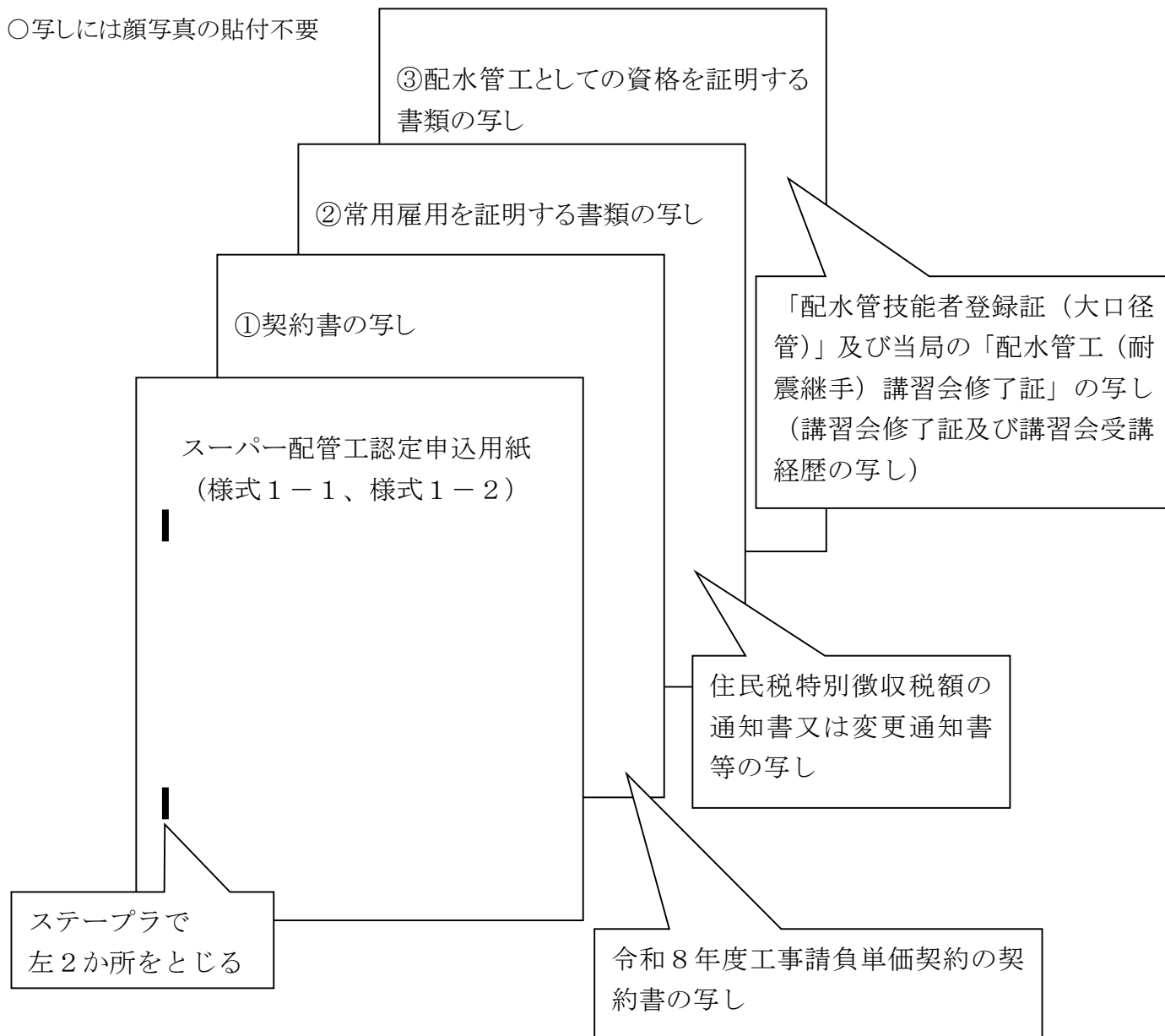
【申込みに関する問い合わせ先】	
配水管小規模整備工事請負単価契約	給水部配水課（施設管理担当） TEL 03-5320-6467
配水本管小規模整備工事請負単価契約	
水道施設維持補修工事請負単価契約	
水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）	給水部給水課（漏水防止担当） TEL 03-5320-6477
給水管整備及び取り出し工事請負単価契約	
多摩水道緊急工事請負単価契約	多摩水道改革推進本部 調整部技術指導課（工務担当） TEL 042-548-5416
多摩水道整備工事請負単価契約	

別紙－1

1 スーパー配管工認定申込用紙(様式1－1及び様式1－2)

○1部提出(別途1部を申込者控えとして作成願います。)

○写しには顔写真の貼付不要



別紙-2

2 施工実績の資料(様式1-3)

○1部提出(別途1部を
申込者控えとして作成願います。)

確認願の写し（割継ぎ輪等修理）

完成図の写し

施工実績一覧 (様式 1 - 3)

施工実績の資料

ステープラにて左
2か所をとじる。
又は、つづりひも
等でつづり込む。

受注者名 (株)〇〇〇建設

配水管工名 ○○ ○○○

- ・施工実績一覧(様式3)の整理番号順につづり込んでください。
- ・完成図の写しは、A4サイズをお願いします。
- ・割り継輪等による修理は確認願の写しを添付してください。

※ 複数の工事請負単価契約の施工実績をお持ちの方は、施工実績一覧（様式 3）に各契約の実績を記入してください。

令和4年4月1日から
令和8年10月31日まで
に施工したすべての施工
実績を提出してください。

[illegible]

完成図の写しは、標題欄、工事
完成数量表及び道路占用許可
一覧表が確認できるようにし
てください。

なお、決裁済み(令和3年12月以降の完成図はハンコレスも可)で、申込者本人が配水管工として記載されたもののみ有効です。